



議案第四十四号

交通事故による損害賠償額の決定について

次のとおり交通事故による損害賠償額を決定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定により、本議会の議決を要する。

昭和四十九年三月十九日

三朝町長 松村 喬 成

昭和四十九年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

一 事故發生年月日 昭和四十七年十月二十三日

二 事故發生の場所 東伯郡羽合町田後三七一番地先

(一般国道一七九号線)

三 事故当事者 長林 謙 義 權 田 岑 夫

四 事故関係者 東伯郡大栄町由良 裕

鳥取県農業試験場研究員

吉田 道 雄

東伯郡東郷町長江 綱 見 隆 大 郎

倉吉市小島 岩 本 富 士 美

倉吉市大平町 真 壁 こ ん 子

金 毛 百 武 捨 野 萬 壽 千 八 百 拾 七 四 也

五 損害賠償金額